

公益財団法人埼玉県スポーツ協会
後援及び共催に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、団体が主催する体育・スポーツの向上や県民の体力増進を目的とした講習会、講演会、展示会、競技会、記念行事その他の行事(以下「行事」という。)に対して、公益財団法人埼玉県体育協会(以下「本会」という。)が後援又は共催(以下「後援等」という。)することに関して必要な事項を定めるものとする。

(区分)

第2条 後援等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、責任の一部を負うことをいう。

(審査基準)

第3条 本会が後援等を行うことができる行事は、本会の定款第5条に合致し、県民生活の向上発展に寄与するものと認められる事業とする。

2 行事が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、本会は後援等を行わないものとする。

- (1) 政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれているもの
- (2) 私的な利益を目的とするもの
- (3) 主催者について、その存在が明確でないもの又はその事業遂行能力が十分でないもの
- (4) 参加者が極めて限られた範囲であるもの
- (5) 参加者から参加料等を徴収する場合には、当該参加料等の金額が、行事の実施上やむを得ない範囲を超え、参加者に過重な負担を求めるもの
- (6) その他本会が後援等を行うことが適当でないもの

(承認の手続き等)

第4条 本会の後援等を受けようとするものは、様式1号の申請書に行事の名称、開催の目的、本会の後援等を受けたい理由等必要事項を記載の上、次に掲げる書類を添付して、本会の名称を使用する2週間前までに提出させるものとする。

- (1) 定款・寄付行為・会則、役員等の団体の概要を示す書類
- (2) 役員及び事業関係者の名簿
- (3) 事業計画書等行事の目的、内容等が詳細にわかる書類
- (4) 行事に係る収支予算書
- (5) その他参考となる書類

2 前項に規定する申請書の提出があった場合は、前条に規定する審査基準により審査の上、本会の後援等の承認をするときは様式2号の承認通知書により、承認をしないときは様式第3号の不承認通知書により、申請者に通知するものとする。

(承認の取り消し)

第5条 本会の後援等の承認をした行事が、当初の趣旨に反するなど本会が後援等を行うことが不適當であると認めるに至ったときは、当該承認を取り消すものとする。

(事業実績報告書)

第6条 本会の後援等の承認をした行事が終了したときは、速やかに様式第4号の事業実績報告書に行事の名称、実施期日、実施内容等の必要事項を記載の上、行事に関する収支報告書及び開催要項、パンフレット等実施状況がわかる書類を添付して提出するものとする。

(後援等承認管理)

第7条 本会が後援等の承認をしたときは、その都度、その内容を記録してその実績を把握しておくものとする。

(適用除外)

第8条 国又は地方公共団体が主催する行事については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成31年4月1日から施行する。